

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（概要）

1 期末特別手当に関する規定の削除

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律41号。以下「給与法改正法」という。）において、期末特別手当に関する規定が削除されることに伴い、以下に掲げる政令について、期末特別手当に関する規定を削除する。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ② 警察法施行令（昭和29年政令第151号）
- ③ 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）
- ④ 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
- ⑤ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）
- ⑥ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成15年政令第546号）
- ⑦ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）

2 経過措置として期末特別手当が支給される場合における地方自治法施行令等の規定の読替え

給与法改正法附則第4条第1項の規定に基づき普通地方公共団体が期末特別手当を支給する場合において、1において改正を行った政令のうち、地方公務員の手当について規定した①、④、⑤及び⑦の政令について、当該経過措置の期間中、当該期末特別手当を改正前の期末特別手当と同様の取扱いとする読替規定を設ける。

3 施行期日

公布の日（平成21年5月29日）